

## 第 29 回 内閣府独立行政法人評価委員会 議事録

内閣府大臣官房政策評価広報課

1. 日 時 : 平成 20 年 8 月 27 日(水) 16:00~17:50
2. 場 所 : 内閣府本府3階特別会議室
3. 出席委員 : 大森委員長、外園委員長代理、伊集院委員、上野委員、遠藤委員、大隈委員、大河内委員、長岡委員、平澤委員、御厨委員、山本委員、渡邊委員

### 4. 議事次第

1. 独立行政法人の平成19年度業務実績の評価について
  - (1) 国立公文書館
  - (2) 国民生活センター
  - (3) 沖縄科学技術研究基盤整備機構
  - (4) 北方領土問題対策協会
2. 独立行政法人の中期目標期間の実績評価について
  - (1) 国民生活センター
  - (2) 北方領土問題対策協会
3. 今後の予定について

### 5. 議事

○大森委員長 御多用な中、御参集いただきましてありがとうございます。

それでは、29 回の評価委員会を開かせていただきます。本日は定足数を満たしておりますのでこれから議事に入りますが、内閣府の担当の政策評価審議官の交替がございましたのでごあいさつをいただきます。

○竹澤前政策評価審議官 前政策評価審議会の竹澤でございます。

暦ではとうに秋になりましたのに、春の異動のごあいさつということで、大変間延びの典型で心苦しいのでございますけれども、去る4月1日付で内閣府の政策評価審議官から総務省の同じく政策評価審議官に異動しまして、兼ねて異なる電話会社同士のネットワークの際に生じるいろいろな紛争の解決に当たる電気通信事業紛争処理委員会の事務局長を拝命いたしました。

先生方には、大変深い御専門の立場から、また大所高所からの御指導を賜りまして、厚くお礼申し上げます。もとより私の本分は事務局としてお仕えすることでもございましたけれども、委員会の御議論を拝聴しておりまして、目からうろこが落ちる経験をさせていただきましたことは大変な幸運と思っております。

異動後、政策の評価に関しまして内閣府が実務面で進んでいると承知している部分について、内閣府の方から総務省に伝えるという橋渡しをさせていただく機会がございました。ささやかなことではありますけれども、事務方レベルで互いに益する部分もあるのではないかと考えております。

府での担当は2年にやや満たない期間ではございましたけれども、一流の先生方にお仕えすることができて大変に光栄でございました。引き続き御指導いただきますことを心よりお祈り申し上げつつ、ごあいさついたします。ありがとうございました。

○大森委員長 どうもお世話になりました。ありがとうございました。

それでは、山崎さんからお願いします。

○山崎政策評価審議官 4月1日付で政策評価審議官を拝命しました山崎でございます。よろしくお願いいたします。

私は前任の竹澤さんとは逆に、このところ総務省が長くございまして、統計局の総務課長でありますとか、あるいは官房秘書課長、そして人事恩給局の次長を歴任していたわけでございますけれども、この度、久し振りに内閣府に舞い戻ってくるということになった次第でございます。

内閣府は5年くらい前に男女共同参画局の総務課長をしております、そのとき以来でございますのでよろしく願いいたします。もとより御専門の先生方でございますので、事務局といたしまして精一杯努力したいと考えております。

また、合わせまして去る7月1日付で内閣府幹部に人事異動がございましたので、この機会に異動を御報告させていただきます。

まず、内田事務次官が退任いたしまして2日付で内閣府顧問に就任いたしました。新事務次官には、官房長でありました山本が就任しております。また、新しく官房長には浜野内閣府審議官が就任しております。

また、沖縄・北方関係を担当しておりました東内閣府審議官が退任し、新たに柴田政策統括官が内閣府審議官として就任しております。

また、西国民生活局長が退任いたしまして、国土交通省から田中政策統括官が就任しております。

そのほかにも異動がございますけれども、時間の関係がございますのでその他の異動につきましては省略させていただきます。

それでは、御審議のほどをよろしく願いいたします。

○大森委員長 よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。最初は、各法人の平成 19 年度の業務実績の評価報告がございます。逐次、分科会長からお願い申し上げます。

最初は国立公文書館で、外園分科会長からお願いします。

(国立公文書館関係者入室)

○外園分科会長 国立公文書館の平成 19 年度業務実績の評価につきまして御報告いたします。

まず7月 30 日に、館長を始め、国立公文書館の方々から業務実績について詳細な説明を受けました。そして、一昨日の 25 日の分科会におきまして、項目別評価及び総合評価について審議の上、平成 19 年度の業務実績の評価を決定したところでございます。

総合評価結果の概要でございますが、お手元の資料1をご覧くださいと思います。

1. 業務運営の効率化では、随意契約の見直し、効率的な作業体制の構築により、業務の効率化、経費の縮減が着実に図られたこと。

2. 公文書の受入れから公開については、館を挙げての取組みにより着実に受入れ数が増加しており、また受け入れた歴史公文書等、すべてについて11か月以内に一般の利用に供されたこと。

3. 一般の利用に供する取組みでは、歴史公文書等のマイクロフィルム化、デジタル化が着実に推進しており、また、アジア歴史資料センターとのデジタル情報の共有化という効率的な取組みも行われたこと。

4. 国際的な取組みでは、国際公文書館会議を始め、各種国際会議への参加、海外アーキビストの招致など、積極的な国際活動が行われたこと。

5. アジア歴史資料センターにおいては、データベース構築計画に基づき、目標を上回る画像公開が行われたことなど。

以上でございますが、国立公文書館が果たすべき役割を国民に約束する決意表明、パブリック・アーカイブズビジョンの実現を目指し、各取組みが計画的かつ着実に推進しており、業務が順調に実施されたことが認められるとの評価をいたしました。

また、今後の取組みに期待したい事項といたしましては2点あります。

1つ目は、地方公共団体のデジタルアーカイブ化の促進に向け、システムの標準仕様書案の作成が行われたことからその推進を図ること。

2つ目として、公文書の移管を含む公文書館の在り方等については現在、政府内において議論が行われております。来る国会に関係法律が提出される予定であることから、今後十分な議論が行われ、適切な姿が表示されること。

この2点について、国立公文書館が目指す体制整備と事業内容の充実、強化の観点から期待したいとしております。

更に、当分科会が平成18年度業務実績評価の際、指摘した事項及び総務省の政策評価、独立行政法人評価委員会から出された当評価結果に対する意見につきましては、いずれも適切に対応が行われております。また、独立行政法人整理合理化計画への取組みにつきましても、適切かつ順調に対応が行われていると認められるとの評価をいたしております。

なお、今回の年度評価に当たり、監事との連携を図り、評価を行いました。業務実績報告及び財務諸表等において有意義な意見の提出をいただきました。今後とも厳格な監査に期待いたします。

次に、資料は配布いたしておりませんが、項目別評価につきましては一部の指標において目標が未達成によりB評価としたものや、また目標を上回る実績を上げたことに対しAプラスの評価もございましたが、慎重審議の上、総合的に判断し、すべての項目についてA評価としたところでございます。

また、19年度の財務諸表につきましても特に問題はないということで了承いたしております。

以上、簡単ですが、国立公文書館分科会からの報告とさせていただきます。

○大森委員長 ありがとうございます。各分科会で慎重審議の上、御報告いただくということになっておりますが、何か御質問等はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

次に、国立公文書館の関連で、少し状況が動いております。管理室の方から御説明いただきます。

○福井管理室長 御説明させていただきます。内閣府管理室長の福井と申します。座って説明させていただきます。

お手元の資料7になるかと思うのですが、「時を貫く記録としての公文書管理の在り方」という冊子が入っているかと思います。その冊子の中に、また更に挟み込みで横長の色付きの紙が2枚入っているかと思います。これを基にして御説明させていただきます。

今年の2月29日でございますが、公文書管理の在り方、これは単に独立行政法人である公文書館の在り方というだけではございませんで、現在私ども公務員が扱っております公文書の扱いを含めて公文書管理の在り方について、文書をなくしてしまったとか、誤って廃棄をしてしまったというような、福田総理の言葉を借りますと言語道断の事案というものが幾つか起こってきたということで、内閣できちんと公文書管理の在り方について取り組もうということになりまして、2月29日、史上初めてということになるかと思いますが、公文書管理担当大臣が任命されております。

初代の公文書管理担当大臣は上川陽子大臣が任命されたところでございまして、現在は2代目の中山恭子大臣になっております。この公文書管理担当大臣の下に、同じ2月29日に公文書の在り方等に関する有識者会議が開催されることになりまして、2月以降、3月12日に第1回会合を開いて鋭意議論をしていただいております。最終報告を10月にいただこうと思っているのですが、その途中、中間報告を7月1日にいただいておりますので、これを御紹介させていただきたいと思っております。

A3の2枚紙の1枚目でございますが、有識者会議中間報告の基本的な考え方、A3の紙の1枚目の一番左側に緑色と黄色に青字で縦に行政機関、一番下に国立公文書館等と書いてある流れがあるかと思いますが、ここが現状である。この現状に問題があるのではなかろうかということから始まっておりまして、現状は各行政機関が文書管理、自分たちのつくった文書をまず管理することになります。これは情報公開法に一応規定があるということになっているのですが、各省庁が自分で作成した、あるいは入手した文書、作成・取得した文書について各省が整理・保存をしております。

その間はいいいんですが、保存期間が満了しますとこの文書は3つに分かれる。1つは下の矢印に移って、国立公文書館等に移管される。2つ目は、矢印が上の方に出ておりますが、延長という格好で各行政がもう一度使うという形になる。もう一つが、右側に矢印が出ておりますけれども、廃棄、要するに捨ててしまう。大きく分けてこの3つに分かれることになります。

ここまでの情報公開法で基準、基本が規定されているということで、現実に用いている現用文書と呼んでおりますが、これに対して移管された文書、これは現用ではないので非現用文書でございますけれども、これは今度は国立公文書館法等で規定されて歴史資料として重要な公文書ということで保存及び閲覧等の利用がなされていくということになっている。

1つの問題点は現用段階、上の緑色の段階と下の黄色の非現用段階、これがいろいろな意味で分かれているところにあるのではなかろうか。法律も分かれています、担当している役所も各行政機関と、それから情報公開法を所管している総務省、下の黄色の非現用文書の方は私ども内閣府と国立公文書館ということになっている。この2つに分かれているという状態がいろいろな問題を引き起こしているのではなかろうかというのが一つの問題意識でございます。

それで、現状の問題点をいろいろ分析しておりますが、その現状の問題点、グレーの部分进行分析した上で右側にあります黄色い部分は一応ゴールドということで金色をイメージしていただきたいのですが、あるべき公文書管理について7つほどの重点事項をお示しいただいたという格好になっておりま

す。

1つ目の二重丸でございますが、徹底した意識改革をして職員一人ひとりが公文書管理をしていくという認識を持ってもらう。

2つ目の二重丸でございますが、先ほど出てきましたように現用と非現用で文書が別々になっている。管理が別々になっている法制を整理し直して、現用・非現用を通じた公文書管理法制をつくり出そう。

3つ目は統一的な管理ルールと言っておりますが、これは今度は現用・非現用ではなくて各省によっていろいろなルールが違ってきているということで、これを統一的にしていこう。

4つ目の二重丸でございますが、公文書館への移管の部分でなかなか進まないという点が見られますので、これを進めるために文書のライフサイクル、いろいろな段階で専門家の知見が入るようにしようということで、ここでは「日本版レコードスケジュール」というものと、それから「中間書庫」制度というものを提言いただいております。

それから、6つ目の二重丸でございますが、国民や海外からもっと利用してもらう。特に保存利用段階になった国立公文書館の持っている文書をもっと利用してもらえるよう工夫をしなければいけない。デジタルアーカイブ化によってどこからでも見えるようにしよう。あるいは、地方公文書館と連携して所在情報を一元的に把握できるようにしようといったことを御提案いただいております。

これらを含めまして、公文書管理に関する国の機能が現在は諸外国と比べて極めて劣弱ではないかという問題意識で、1つは公文書管理を担当する機関が持つ権限を拡充する必要がある。もう一つは、公文書管理を担当する機関のいわゆる人員、人材をきちんと確保、充実していく必要があるだろうということで、この種の報告としては極めて特異なのだろうと思いますが、数百人の規模を将来実現しろというふうに中間報告をいただいている状況であります。

1枚、A3の紙をおめくりください。そうであれば、公文書館管理担当機関というのは将来どうあるべきかということも議論になっておりまして、現在が左側でございます。先ほども申し上げましたように、現用文書は総務省が各省庁を取りまとめている。これに対して、現用でなくなった文書については内閣府が各省からもらってきて、それから独立行政法人である国立公文書館に保管してもらうという手順になっているんですけども、1つは現用と非現用についての上の青の総務省と内閣府の権限は一括してしまえというのが中間報告の考え方でございます。これを一括して総理の下にある内閣府にまとめてしまうべきだ。

更に、その上で黄色の国立公文書館でございますが、これも一緒にする。案1というふうに右側の上の方に書いてございますが、現在の総務省と内閣府の権限を一元化した上で国立公文書館も国の機関として内閣府の中に入れてしまえというのが案1でございます。

もう一つ、案2というものを示していただいております、下の方ですが、国立公文書館は法人格を持たせたままで独立行政法人は現在行政府、内閣府総理大臣の仕事をするということになっておりますが、実際には公文書館法を見ますと司法部、立法府の文書も受け入れることができることになっている。現在までこれが円滑に進んでいないところなのですが、この司法部、立法府との関係を円滑にするために、独立行政法人の通則法を直接には適用しない特別の法人という形が考えられないかと

というのが案2でございます。

案1と案2については、現在中間報告ではとりあえずこの2つを軸にしてみようということになっているところございまして、どちらにしようというふうにはまだなっていないのですが、現在この2つの案がシミュレートされている状態でございます。

それで、1枚目に戻っていただきまして、一番下にオレンジ色の枠がございます。最終報告を10月にいただくことになっておりまして、10月までにもう少し残された課題を検討した上で最終報告を出していただく。その上で、次期通常国会に公文書管理法案(仮称)というものを提出して、文書管理のルール化と、それから公文書管理検討機関の在り方について整理しようと考えているところでございます。現状、こんな動きがございます。

○大森委員長 何か御質問等ございますでしょうか。どちらの案も、公文書館を独法から外すという方向で一応検討されているということでしょうか。何かお気づきの点はございますか。これはまだこれからどういうふうになるかということでございます。それでは、公文書館については以上とさせていただきますけれども、よろしゅうございますか。

ありがとうございました。それでは、次は国民生活センターにまいります。山本分科会長からお願いします。

(国立公文書館関係者退室・国民生活センター関係者入室)

○山本委員 国民生活センター分科会では、4月24日と8月14日の両日、平成19年度の業務実績の評価をするため、分科会を開催いたしました。その評価結果の概要につきまして御報告申し上げます。

お手元に資料2という文書が回っているかと思いますが、それが総合評価表でございまして、各項目について総合評価を行っているわけでございますが、中でも3ページの末尾のところに総合評価のそのまた総合評価ということでまとめてございますので、その辺りをごらんいただきながらお聞きいただければと思います。

平成19年度の業務の実績ですけれども、中期目標の達成に向け順調に計画を実施しているというふうに評価、判断いたしております。具体的には、国民生活センターの発信する各種情報がテレビ、ラジオ及び新聞等のメディアに数多く取り上げられ、消費者被害の未然防止、拡大防止に寄与しているほか、全国消費生活情報ネットワークシステム、PIO-NETと呼んでございますが、こうしたシステム等に収集された情報を基に調査分析を行い、重要かつ緊急性の高い消費者問題について積極的に関係省庁及び事業者団体等への要望、情報提供が行われたと判断、評価しております。

このように、分科会といたしましては国民生活センターは中期目標を達成すべく、順調に計画を実施したと判断いたしました。

なお、19年度の実績を踏まえまして、それと並んで主として以下の指摘も行いました。

第1点といたしまして、ホームページのアクセス件数が実は中期目標を達成することができませんでした。したがって、その部分はB評価となったのでございますが、その要因を分析し、次期中期目標以降、ホームページの見せ方を更に工夫する等、国民にとって一層魅力的なホームページの構築に努めることを要望しております。

第2点といたしまして、関係省庁への情報提供や地方の消費者センターへの支援については積極的にその役割を果たしているけれども、今後より一層その役割を果たすべく連携の強化に努めること、これを指摘しております。

第3点といたしまして、引き続きPIO-NET等に寄せられる苦情相談情報を積極的に活用し、重要で緊急性の高い問題を見極めつつ、内容を分析し、消費者にわかりやすい形で情報提供を行うことにより、消費者被害の未然防止、拡大防止に努めること、以上の3点を指摘いたしております。

次に、随意契約の状況についてでございます。契約状況の評価につきましては、国民生活センターは一般競争入札の範囲の拡大等につき、前年度に比べ、契約金額に占める随意契約の割合が減少しており、整理合理化計画に基づき随意契約の見直し等について適切に対応しているというふうに判断いたしました。今後とも一般競争入札の導入、範囲拡大や契約の見直し、契約に係る情報公開等を通じた業務運営の一層の効率化を図ることが必要である旨、記述をしております。

次に、職員の給与水準についてでございます。前年度に比べて国家公務員の給与水準に近付けたと認められると評価し、なお、今後とも国民の理解が得られるものとなるよう努めることが必要であるという旨、記述をしております。

整理合理化計画の対応状況につきましては、適切かつ順調に対応が行われているというふうに認めております。また、今回の年度評価に当たり、監事より監事監査結果についての報告がございました。今後とも引き続き厳格な監事管理に期待しているところでございます。

なお、財務諸表につきましては分科会において持ち回りで審議を行った結果、特段の問題は認められませんでしたので、合わせて御報告させていただきます。

以上、簡単でございますけれども、国民生活センター分科会における審議結果の御報告とさせていただきます。

○大森委員長 ありがとうございます。何かお気づきの点はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

国民生活センターに関連いたしましても新しい動きがございますので、これは国民生活局から御説明いただきます。

○松風国民生活局総務課国民生活情報室長 国民生活局の松風でございます。よろしく申し上げます。

資料8をごらんいただきたいと思います。ここでは「消費者行政推進会議について」というタイトルがございますが、この会議につきましては内閣官房に設置されたものでございまして、その役割は「1.趣旨」というところに書かれておりました。各省庁縦割になっている消費者行政を統一的・一元的に推進するための強い権限を持つ新組織の在り方を検討し、その組織を消費者を主役とする政府のかじ取り役とするための検討を行うといったことが目的でございます。

1枚おめくりいただきますと、「消費者行政推進基本計画の概要」というものがあるかと思います。この当該の推進会議におきまして、この計画を策定しまして、平成20年6月27日に閣議決定をされたものでございます。これについて、概略を御説明させていただきます。ここでは仮に消費者庁と呼んでおりますけれども、消費者庁設立に当たって、また新しい消費者行政に当たっての考え方を整理され

たものでございます。

1. は「はじめに」でございまして、ここで新しい組織の位置付けが書かれてございまして、消費者行政の新組織の創設は消費者の視点からの真の意味での「行政の改革」の拠点とすること。

それから、新組織が強力な権限と必要な人員を備えるとともに、消費生活センターの強化充実を前提にした緊密な全国ネットワークが早急に構築される必要があること。

そして、新組織の活動の継続的な強化充実には、消費者の声を真摯に受け止める仕組みが不可欠であるということが書かれてございます。

2番目は「新組織が満たすべき6原則」、ここではその新しい組織の役割について触れてございまして、消費者の視点で政策全般を監視し、「消費者を主役とする政府のかじ取り役」として新組織を創設すること。

新たな消費者行政は、消費者に安全安心を提供すると同時に、産業活動を活性化させるものであること。

新組織は以下の6原則を満たすことと書いてありまして、これは消費者にとって便利でわかりやすい。消費者・生活者がメリットを十分実感できます。迅速な対応、専門性の確保、透明性の確保、効率性の確保といったことが書かれてございます。

3. でございまして、「消費者が頼れるわかりやすい一元的な相談窓口の設置」とございまして、一元的な相談窓口をつくらうということですが、地方の消費生活センター等を高齢者を含めすべての消費者が相談できる一元的な相談窓口と位置付け、全国ネットワークを構築すること。

2番目ですが、国と地方一体となった消費者行政の強化を図ることが書かれておりまして、新組織の創設と合わせ、地方分権を基本としつつ、地方の消費者行政を抜本的に強化する。特に当面、思い切った取組みをしっかりと行っていく必要があります。

また、全国ネットワークの構築に伴い、地方の消費生活センターを法的に位置付けることを踏まえ、国は相当の財源確保に努める。

また、PIO-NET等、国の直轄事業を充実するとともに、地方交付税上の措置や税制上の措置等を検討するということが書かれてございます。

次のページでございまして、「消費者庁の設置とその機能」でございまして、消費者庁につきましては、内閣府の外局として設置をいたします。また、消費者行政担当大臣を置くことを明記する。また、強力な総合調整権限、勧告権、幅広い企画立案機能や充実した調査・分析機能を付与します。更に、各府省庁の縦割りを超えて幅広い分野を対象に新法を企画立案することということが書かれてございます。

以下、論点として、「情報の集約分析機能、司令塔機能」を持つこと、「消費者被害の防止や透き間事案への対応等のための新法」をつくること、「個別作業法の所管」、これは各省庁が持っております消費者関連の法律につきまして消費者庁へ移管ないし共管をするという整理でございまして。

次に、5番目で「消費者庁の体制の在り方」とございまして。内部組織につきましてはいろいろな部分があるのですが、総合調整を担当する機関、個別作用法に係る調査・執行までを行う執行部門、緊急時の司令塔機能、情報収集・発信を担当する部門が必要とされております。

(2)では、「消費者政策委員会(仮称)の設置」でございますが、これは現在内閣府に置かれております国民生活審議会を改組するというものでございます。

6番目でございますが、「消費者庁創設に向けたスケジュール」でございます。これは、来年度に消費者庁を発足させる。また、設置法や関係する法律の改正法案につきましてはできるだけ臨時国会に提出をします。また、内閣府において消費者庁の司令塔機能を先行的に実施するということが書かれてございます。

この計画についての概要は以上でございます。また1枚めくっていただきますと、この基本計画に書かれております国民生活センターに関わる部分を抜粋しております。ここでは、「3. 消費者が頼れるわかりやすい一元的な相談窓口の設置」の中の「(1)一元的な相談窓口の設置」の部分に記載がございます。

「国民生活センターは、国の中核的実施機関として、消費者相談」、ここには直接相談並びに経由相談が含まれます。また、「相談員等を対象とした研修、商品テスト等を拡充するとともに、PIO-NETの刷新や事故情報データベースの創設などのシステム整備を加速する。また、全国的に重要な消費者紛争の解決のための体制整備を進める。同時に、こうした機能を果たすため、業務運営の改善、内部組織の見直しや関係機関等の人事交流の拡大など人事面、組織面、運用面の改革を進める」という記載がございます。以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。何か御質問ございますか。これは今のところ政治マターにはならないということですか。要するに、福田総理の目玉の政策だから、与野党を通じてこれは一致してくれないと政府提案は通らないので、その見通しは大丈夫なんですか。そういう質問をしていいかどうかかわからないですけども。

○松風室長 内閣府並びに内閣官房では、先ほど申し上げたとおり設置法等を用意して次期臨時国会にかけようと思っております。また、報道では民主党の方が対案をつくっていると聞いているところでございますが、そこについてはまた国会の場で議論が進んでいくんだろうと思っております。

○大森委員長 何かお気付きの点はございますか。よろしゅうございますか。これもちょっと見守る以外にはないということです。

それでは、次は沖縄機構にまいりましょう。それでは、平澤分科会長からお願いいたします。

(国民生活センター関係者退室・沖縄機構関係者入室)

○平澤委員 沖縄機構の総合評価に関しては資料3ですが、それに関連しましてもう一つ、参考の4という資料が束の後ろの方にあります。これは、退職した役員の業績勘案率についての審議過程についての御報告であります。

最初に、資料3の方から御説明いたします。最初のページからポイントを拾いながら進めていきたいと思えます。

まず「研究者の採用等の研究開発の推進」という項目でありますけれども、今年度の末までに20PIにしていくということでありますが、19年度中は17まで増やしました。それで、外国人が過半を占めるという中期計画通りのものになりつつあります。

それから、研究ユニットの評価というのは、先行して始めた研究者たちが5年をタームとしているわ

けなので、4年研究したところで評価を受けています。これが19年度で2件ありました。その評価体制を見てみますと非常に高いレベルでの厳格な評価が行われておりまして、5年ごとに次の5年まで、今回2名がパスいたしました。今年度、更に2名が評価を受けることとなりますが、いずれにしても非常に高いレベルで評価が進行しているということで、これについてもトップレベルの大学院を目指すという点である程度安心しております。

それから、次の「(2)研究成果の普及」でありますけれども、国際ワークショップの項目が3点目であります。この参加者からの評価等は非常に高くなっております。実はワークショップは研究内容を紹介する機能もあるわけですが、それ以上に、機構を大学院にしていけるために若手の研究者のネットワークを充実し、そしてまたその優秀な研究者をこの機会につかまえてくるという人事の面でも非常に重要なわけです。これについて非常に注力され、いい結果を挙げておられる。この部分についてAプラスと評価しました。

それから、次に「研究者養成活動」です。これは、連携大学院制度を活用して既に大学院生の教育を始めているわけですが、その数が増えてまいりました。

それから、「(4)大学院の設置準備活動」であります。これについては、設置準備のための検討グループが設置されまして、基本的な考え方について19年度に議論され、今年度に入ってから設置形態について、青写真として取りまとめられるなど、それが深められてきている。こういう状況になっております。

この点に関して、我々は年度計画に照らしてAであると判断いたしましたが、これは一方で中期計画期間前半までに行うこととされていたわけですが、この点を文部科学省では中期計画が満たされていないということでBであるという判断をされておりました。我々としては、その御意見も踏まえた上で、ここでは年度評価を行なうべきですので、年度計画に添って判断し、Aにいたしました。これに対しては、新任のバックマン理事が非常に尽力されて何とか計画どおりに進められるようになったという状況だと思っております。

それから、「(5)施設整備」に関しては計画どおり着実に進んでおりまして、建物の基礎工事等の様子がよく見えてまいりました。

次に移りますが、「2(1)組織運営及び財務管理」であります。これは、外部監査を19年度に受けたわけですが、特に随意契約に関連して情報の公開等の面で問題があったが、契約の内容としては適切であったという監査結果になっております。この点に関連して、後で業績勘案率のところで御説明したいと思います。それから、4点目の予算管理の改善については研究組織の予算管理の在り方という観点から見るとまだ十分ではないというわけで、この評価はBといたしました。先ほどのAプラスとこのB以外は全部A評価ということになっております。

それから、次の「3 予算、短期借入金、剰余金に関する事項」であります。セグメント情報については4区分にまで19年度は進められ、今年度、20年度にかけて更にそれを精緻化していくことの取組が行われております。

それから、「4(2)人事計画」であります。これは事務組織の方の人事計画でありまして、今は準備段階であるわけですが、その準備段階の事務組織が多くは大学院になったときの事務組織になるわ

けでありまして、そのことを勘案した上で適切に人事が進められております。

次に、「Ⅱ その他の業務実績等に関する評価」に移ります。理事長と運営委員会との間の問題が多少前年度までであったわけですが、バックマン理事のバックアップもありまして緊密な連携が図られるようになっております。それから、3点目の資産の有効活用については、整理合理化計画でも指摘されている事項であります。機構としての施設の使用のほかにも機構と関連する領域の学術的な行事等に会場を利用するとか、あるいは産学連携を拡大していくということに資するような活用方法等も考えて、順次有効な活用形態を強化していきたいという状況にあります。

次に、最後のページであります、「Ⅲ 法人の長等の業務運営状況」であります。ここでやはり理事についてであります。先ほど申しましたように大学院設置準備活動について、中期計画に対して遅れがちだったものを、短期間で立て直したということは高く評価できると判断しております。

総合評価としましては、今、御説明しましたポイントが最初の4つのところにありますが、それに加えて「一」で示している部分を今後の課題として4点ほど挙げております。

まず研究教育に関して世界最高水準を目指すということは今まで強調してきたわけですが、それを支えるにはやはり経営面においても世界基準に適合するように質的改善を図る必要がある。これは、バックマン理事が来られて非常に明確にわかってきた点でありまして、これを一層進めてほしいと考えております。

それから、研究者の支援に関してですが、まだ大学院大学が発足する前の過渡的段階であるとはいえ、研究者は既に5年ごとの評価を受ける段階に入っているわけでありまして。したがって、研究支援体制については十分それを強化していくことが必要であり、人的なバックアップ体制も強化する必要がある。

次に、この大学院大学がやはり沖縄の誇りとして、あるいは日本の誇りになっていくためには、研究者や近隣住民に広く知っていただくという今までの取組のほかに、国民全体に対してPRできるような体制を考えてほしい。

最後に整理合理化計画を踏まえた管理上の問題であります。これについてはやはり監事監査の充実、それから予算管理の改善、業務運営の改善等を一層進める必要がある。このような判断をしております。

全体を合わせて、総合評価としては適切に運用されているという判断をいたしました。

○大森委員長 それでは、もう一つの参考の方も御説明いただけますか。

○平澤委員 それでは、参考4をご覧いただきたいと思っております。

最初のページの「決定の理由」というところに、19年8月16日に分科会において業績勘案率1.0ということを決めたと書かれております。それを、その後の経過等も踏まえて業績勘案率0.9に変更したということの御報告であります。

これについては1年前に審議したわけですが、その後、情勢が変わってきたということも踏まえて、今回の年度評価をするのに合わせて7月14日と8月21日に2回検討いたしまして0.9という決定をいたしました。

どういった内容であったかと申しますと、一つは別紙が3枚目にありますけれども、こちらをご覧いただ

いた方が、より具体的な書きぶりになっております。それで、先ほど年度評価のところでも申しましたが、契約に関して本来、随意契約をする場合にはそれなりの手続きが必要であったわけでありませけれども、そのことに関連して、一部手続き上の適切さを欠いたということがあります。

これは、我々が判断した後、更にもその適切さを十分に見るべきだということに関して、国全体として、政府全体として、その内部統制や透明性の確保ということに関して、より一層強力に進めるべきだという決定がなされ、そしてそれを踏まえて前理事のお仕事の中身をもう一度見直す必要を生じたというふうに判断いたしました。

そして、新聞報道等もいろいろありましたが、報道された内容についても一つひとつその事項を検討いたしました。その中身については今、申しました予算執行についての随意契約の手続き上の問題以外には前理事の責任を問うべき項目はない、あるいは部分的にはあるにしてもそれを理由にして変更するというにはならないと判断いたしました。

それで、我々としてはいろいろな角度から検討をいたしましたけれども、最初の業績勘案率(案)の2枚目であります。下から2番目の段落のところですが、分科会といたしましては 0.9 にするということは手続き上問題があったにしても実質的な損害を与えたわけではないということを考えて、社会一般の通念に照らして厳格過ぎるのではないかとということも懸念されました。しかし、すべての独立行政法人の運営において国民の信頼を回復するということが喫緊の課題であるという観点から、政府全体として各法人における契約の透明性の確保や内部統制の強化等に強力に取り組む姿勢が打ち出されているという状況を踏まえて、これまで以上に厳格な基準によって判断すべきであるという結論に達しました。

最後に、この基準を他の退職役員の業績勘案率の算定に対してやはり参考にし、爾後の事例との間で衡平が損なわれないようにということを強く希望して、全体として適正な運営になるようにということをご期待しております。以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。それでは、今の御報告につきまして何か御質問等がございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、これは承ったということにいたします。御苦勞様でございました。

次に、北対協にまいりましょう。

(沖縄機構関係者退室・北方領土問題対策協会関係者入室)

○上野委員 北方領土問題対策協会の平成 19 年度の業務実績の評価につきまして御報告させていただきます。

北方領土問題対策協会分科会におきましては、7月 14 日に北方領土問題対策協会から平成 19 年度の事業実績及び平成 19 年事業年度の財務諸表について説明を受けました。続きまして、8月 15 日に分科会の評価について議論をいたしました。お手元の資料4というものが、北方領土問題対策協会に対する分科会の総合評価表ということになっております。概要をかいつまんで御説明申し上げます。

まず総合評価結果の概要でございますが、長期化を余儀なくされている日露間の領土返還交渉と、元島民の高齢化・減少が進むという厳しい外部環境の中にあつて、全体としては計画に即した着実な

取組みが行われているというふうに分科会においては判断いたしました。

特に評価できる点としましては、資料4の総合評価表ですとIの1のところに書いてございますが、主たる事務所の移転というものが行われております。これは、北対協の場合、東京と札幌に事務所がありますけれども、東京の事務所が千代田区紀尾井町から上野に移転したということ等で経費の節減、業務運営の効率化ということで真摯な取組みが認められるという点は評価できる。

それから、北方領土返還要求運動、都道府県県民会議等が実施する事業に対する支援、それから啓発施設の展示資料の充実等、国民世論の啓発のための地道な努力が行われておりまして、これもその努力をよしということで認めました。

それから、北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務につきましては、リスク管理債権が督促等により平成18年に比べまして7.69%減少しているという点も評価いたしました。

他方で、今後のなお一層の努力を期待するというので、分科会として北対協に対して注文を付けた点が若干あります。

1つは、全体的な経費の削減ということで、研究会に関しまして回数を減らすとか、あるいは国際会議という形での国際研究会というものを当面見合わせるという形で減らしていったわけですが、他方でその分インターネット等を活用して積極的に情報を国民に広く提供していくということが当然必要になってきますので、これを更に一層充実させていただきたい。インターネット等は長期的に見ると利用者、閲覧者というんでしょうか、それが増えているのですけれども、更に一層内容を充実させるということで、我々としては期待したい。

もう一つが、北対協としては外務省が中心となってロシア人の受入れということをやっております。こちら側から北方四島に対して行くということと逆の形で、ロシア人の受入事業というものをやっております。ロシア人で実際に来た方は老若男女さまざまなか、日本のいろいろなところを訪ねていくわけですが、それに対してどういった感想を持ったのか、あるいはこの事業そのものに対して何か希望とか、あるいは改善点等があるかとか、満足したか、しなかったかとか、そういったことについてやはりロシア側の実際に受入事業で日本にやってきた人に対して何らかの形で意見聴取をする必要があるのではないか。

記者会見等、あるいはロシア側の受入事業の実施担当者との間での十分な話し合いというのは以前からずっとやってきているわけですが、受入事業そのものに参加したロシア人に直接アンケート調査というのはやってきていないようですので、そういったこともやった方がいいのではないかということに分科会としては注文を付けたということがございます。ロシア人に対するアンケートというのは、テクニカルな意味でいろいろ難しさもあるので、すぐにできるかどうかという問題はあるかと思うんですが、やはりそういうことは当然数量的な指標として残るので必要であろうということでございます。

それから、共管であります農林水産省の独立行政法人評価委員会からは、リスク管理債権の縮減のために計画的で、より積極的な回収管理体制を整備することが望まれるというふうな意見が示されております。それを含めまして、分科会としては資料4にございます評価表の形で評価をいたしました。

以上、簡単でございますけれども、北方領土問題対策協会分科会からの報告とさせていただきます。

す。

○大森委員長 理事長が交替しておられますので、一言ごあいさつをいただきましょう。

○間瀬北対協理事長 7月20日付で北方領土問題対策協会の理事長を拝命いたしました間瀬でございます。

私は、昨年10月1日に民間の方から北方領土問題対策協会の専務理事として奉職をさせていただきました。7月20日で理事長になりました。今後ともひとつどうぞよろしくお願いいたします。

○大森委員長 今の北対協からの御報告について、何かお気付きの点はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、これは承ったということにいたします。ありがとうございました。

以上で、平成19年度の業務の実績評価報告につきましての審議を終わりにいたします。

ただ今から、10分程度休憩を挟みましょう。

(午後4時58分休憩)

(午後5時05分再開)

(国民生活センター関係者入室)

○大森委員長 それでは、引き続きまして審議事項がございます。次は、中期目標期間の業務実績評価でございます。

通則法では、法人は中期目標期間における業務の実績について評価委員会の意見を聴かなければならないということになっています。そこで、本日はまず国民生活センターの中期目標期間の業務の実績評価につきまして御審議をいただければということです。

昨年、仮評価を行いまして、これを基に今回分科会の方で原案を作成していただき、評価委員会で御報告、審議をするという手順になっております。

それでは、まず山本分科会長から御説明いただいた後、事務局から総合評価表の読上げを行っていただき、その上で審議に入りたいと思います。

それでは、分科会長お願いします。

○山本委員 それでは、まず私の方から概要を御説明させていただきます。

お手元の資料5が、分科会で審議、取りまとめました中期目標期間の業務実績に関する評価表(案)でございます。私の方からは、5ページにあります二重丸の総合評価というところを中心に御説明をさせていただきます。

国民生活センターの15年度から19年度までの業務実績に関する評価ですが、総合評価といたしましてはそこに記載しておりますように、消費者問題が多様化・複雑化する中、業務効率化の取組を行うとともに、一部業務は、中期目標期間終了後を待たずに達成するなど、順調に計画を実施したというふうに判断しております。

先ほど前半部分の審議におきまして御紹介がありましたように、このほど閣議決定されました消費者行政推進基本計画の中で、国民生活センターは国の中核的实施機関としての役割を果たすということが求められております。今後とも、業務運営の効率化及び国民に対して提供する情報の質等の向上を図るとともに、関係機関との連携を強化し、より一層の成果を上げていくこと、このことも総合評

価の欄において強く期待するという旨を記述しております。

それでは、全体につきまして事務局の方から読上げをお願いしたいと思います。

○松風国民生活局総務課国民生活情報室長 それでは、資料5に基づきまして国民生活センターの平成15年から19年度までの評価を読上げさせていただきますが、長いものですから概略を紹介させていただきます。

最初は「Ⅰ. 中期目標の項目別評価」で、「1. 業務運営の効率化に関する事項」の欄でございます。一般管理費について、中期目標の最終年度における当該経費の総額を、特殊法人時の最終年度に対して、13%削減することとなっておりますが、業務に支障を来さない程度の徹底的な削減や各業務の仕様を見直しまして、合わせて人件費についても削減を実施したというところでございます。

次のページにいきまして2番目ですが、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」でございます。これの(1)で「消費生活情報の収集」です。国民生活センター及び地方センターへの苦情相談が大幅に増加する中、PIO-NETの運営の効率化と情報提供の迅速化を図りました。また、PIO-NETの端末機を更新し、入力日数の短縮を行う等、実施してきております。

(2)は「国民への情報提供」です。苦情相談を分析しまして、その結果、報道機関等を通じ、中期目標期間中、年平均で20テーマ以上の提供を行い、被害の未然防止、拡大防止に寄与してまいりました。

「(3)苦情相談」であります。消費生活専門相談員あるいはいろいろな専門家の方々の御協力を得て、あっせんの解決に的確に対応してまいりました。また、苦情相談件数に占めます経由相談の比率が50%を超えるまでになっております。

「(4)関係機関への情報提供」につきましては、関係省庁や関係機関に積極的に情報提供を行ってまいりました。

次の3ページでございますが、「(5)研修」でございます。地方公共団体の職員、消費生活相談員、消費者団体、企業の消費者対応部門の職員等を対象として研修を行ってまいりましたが、特に窓口となる消費生活相談員の研修につきまして受講者数、参加割合及び満足度とも高い数字を示すという状況になっております。

「(6)商品テスト」でございますけれども、原因究明テストまたは問題提起型テスト、それぞれテストの実施件数が目標値を大幅に上回るとともに、テストの実施期間の短縮を図ってまいりました。

「(7)調査研究」です。調査研究結果につきましては国会で取り上げられるなど、各方面で広く活用されており、その有効性が認められると評価をいただいているところでございます。

4ページ目と5ページ目の予算、人事、その他の業務実績につきましても、適切な対応をとっていると評価をいただいているところでございます。

5ページ目をごらんいただきたいと思っております。Ⅲの「法人の長等の業務運営状況」でございますが、この中期目標期間等に役職者の一部の交替がございましたけれども、この間の理事長、理事、監事につきまして適切な業務運営について御評価をいただいているというところでございます。

最後の総合評価でございますけれども、平成15年10月から19年度の4年半の業務実績を、中期目標及び中期計画の記述等に照らしてみると、消費者問題が多様化・複雑化する中、業務効率化の

取組みを行うとともに、一部業務は中期目標期間終了時を待たずに達成するなど、順調に計画を実施している。また、国民生活センターは安全・安心な暮らしを求める国民の強い期待にこたえるべく、消費生活情報の収集・提供等に的確に対応している。

消費者行政推進基本計画において、国民生活センターは国の中核的实施機関としての役割を果たすことが求められている。今後とも、業務運営の効率化及び国民に対して提供する情報の質等の向上を図るとともに、関係機関の連携を強化し、より一層の成果を上げていくことを期待するという総合評価をいただいております。以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。今の御説明について、御質問あるいは御意見等がございましたらどうぞお願いします。

特段に何か御発言はございませんでしょうか。どうぞ御遠慮なさらず、気が付いた点があれば言っていただいても結構でございますが、よろしゅうございましょうか。

○遠藤委員 教えていただきたいことなんですけれども、3ページ目の研修のところですが、この研修がなかなかいい結果だったというのは受講者数とか、参加割合とか、その受講した人の満足度で測っているように見えるんですが、そういうことではなくて研修の目的に照らしてどうだったかという測り方を合わせてしておかないと、来た方の反応だけではよろしくないんじゃないかと思うんですけれども、何かいい知恵はないんでしょうか。

○田口国民生活センター理事 国民生活センターでございますが、研修の評価につきましては第1期中期目標、中期計画の方でこの参加者、参加人数、参加率、それから参加者のアンケート調査結果、アンケートの満足度、こういったもので端的には満足度を5段階評価で4以上の評価を得るというような御指示をいただいておりますので、その実施状況についてそれぞれ目標としたものを上回っているということで、実施状況を書かせていただいております。

ただ、ただいま御指摘をいただきましたように、参加者だけの満足度で研修の目的が十分果たされているかどうかということも見なければいけないということがございまして、この実績報告書の中で単に参加者だけではなくてその参加者を送り出した方々、端的には地方公共団体あるいは各地の消費生活センターから派遣されておりますので、そういうところの評価はどうなのかということについても合わせてお聞きをしております。

研修生の派遣元の御意見ということに合わせて業務実績報告書に載せさせていただいておりますが、その派遣元の関係者の御意見についてもポイントのところを整理しております。そちらの方々の御意見を伺いますと、やはり大変好評だったという御意見が出ておまして、特に地方でも開催することがありまして、それぞれの県で開いてもらって、非常にその県の研修生の今後の業務に役立っている。

あるいは、地方公共団体の方々からすると、地方ではなかなか全国区の業務内容の研修を組織的に開くことが難しいんですけれども、国民生活センターを通じてそういう研修を開いてもらって非常によかった。そういう受講機会がその県の相談員の方々、あるいは自治体の職員の方にはなかなかないので、国民生活センターを通じてそういう機会を持っていたらよかった。

あるいは、単に自分の県だけの問題ではなくて他県との情報交換等もできるようになった。横の連

絡、研修を契機として横の情報交換等もできるようになった。それが、各地センターの相談処理の全体としてのレベルアップにもつながっているというような御意見もいただいております。

こういうフリーアンサーといえますか、自由記載の御意見を各派遣元等にも伺ってそういう声が寄せられておりますので、その辺も含めて御報告をさせていただき、また今回の御評価をいただいたという状況になっております。

○遠藤委員 この研修の最終的な受益者というのは消費者なんですよ。消費者がいかにその満足度を高めたかということが本当の成果だと思うんです。ですから、今のはまだこのサービスを提供する側の中での話でしかない。

ですから、本来はやはり消費者の方から前より随分よくなったとか、そういうようなことが測れると一番いいんじゃないかと考えるので、少し工夫を今後されていったらどうかと思います。

○大森委員長 それは難しく、私から答える筋ではないかもしれませんが、センターが研修生を集めて研修をしますね。それぞれの団体の人たちと消費者が関係を持ったときに、その研修が生きているように消費者対応がなされるということは、そちらの方の人事評価になるんですよ。だから、間接化しているものですから、できるだけ今のように派遣元に役立っているかどうかをお聞きするくらいで、それ以上のことをやるということになると、あなたのところの人事管理の問題になるでしょうということにもなり得ます。

ただし、おっしゃっていることは最終的にはそういうことですから、その目標を頭に掲げつつ作業を行っていただいているものと思っています。そういうことではないかと思うんです。

○遠藤委員 委員長がそうおっしゃるのであれば。

○大森委員長 結構これは大変です。よろしゅうございましょうか。

では、どうぞ。

○山本委員 今、委員長がおっしゃったことに尽きるんですけども、そもそも今回は計画自体がそういう形で満足度を上げなさいと。直接的なユーザーの満足度を測りなさいということになっていますけれども、遠藤委員御指摘のとおり、本当の最終的なユーザーは国民であり、消費者でありますので、そちらの間接的な満足度をどういうふうに測るか。

これはすべての業務について言えるわけで、情報提供についても何件情報を提供していましたがというやり方ですけども、本当はそのことによって消費者被害がどういうふうに未然防止できたか、拡大防止したか。それを数値で、被害額をこれだけ抑えましたというような形の間接的な因果関係も含めて、このように成果が上がりました。すべてについて、そうするのが理想は理想なんです。

ただ、そのなかなかスキルといえますか、その辺の因果関係をどういうふうにつきとめてやるかというアイデアを具体的に出していただいて、政府の方もそういうふうと考えていただく。そういうことが大事ではないかと思うので、具体的な御提案をいただければ大変ありがたいと思います。

○大森委員長 では、平澤先生どうぞ。

○平澤委員 今のような多段階で成果が受け渡されていくというケースに関して、どこまで政策担当者が責任を持つのかという議論が一般的にあり得るわけです。

我々が考えているのは、政策担当者というのはやはり最終受益者、この場合では一般消費者、国

民ということになるわけですが、今は研修という形ではありますが、そこまで研修成果が届くような仕組みを途中の段階でつくり込んでいく。そういうことによって、最終段階まで研修成果が波及することを保障していくというのが役割だと考えております。

もう一方、別の考え方としては、今お話があったように、最終受益者がどうなっているかということ进行调查して途中の段階を点検していこうというアプローチもあるわけですがけれども、政策を展開し、そしてその政策展開を評価するという立場からは、今のように仕組みづくりが最終のところまで届くようなものになっていたかどうかということを検討するやり方の方がいいのではないかと。

これは、一般的な方法論で言うと、アメリカでやっている PART 法、プログラム・アセスメント・レイティング・ツールというところの考え方で、アメリカで言えばそれ以前の GPRA と称していた政策評価の枠組がターゲットを先に設定してターゲットがどうなっているかということを考えようという立場だったのですけれども、今、大森委員長がおっしゃったように途中の段階がさぼったからうまくいかなかったんだというような逃げを政策担当者が打ってくるので、それを逃げられないように仕組みづくりを中心に評価していく。こういうものに進化してきたと理解しております。

○大森委員長 大河内さん、どうぞ。

○大河内委員 こういうところで発言するような内容ではないと思うんですけれども、国民生活センターの研修はレベル的にも高く、受けた人たちの満足度が高いのは私もとてもよく理解できるんです。

だけど、国民のところまで届くにはいかにも数も足りないし、場所も少ない。そういうところをもっと充実させないと、届くところを議論する以前の段階かなというふうにいつも思っています。

○大森委員長 遠藤さん、今、何人かから議論が誘発されましたけれども、何かございますか。

○遠藤委員 我々企業も、自分の製品とかサービスとかエンドユーザーさんに直接提供している場合と間接、間に入って代売、代理販売ですね。間接販売があって、そういう形でされている場合といろいろある。それから、国も地域もいろいろあります。そうすると、本当に自分たちがねらった水準までお客さんが満足していただいているかどうか、いろいろ調べることをやっているわけですね。

それで、自分が出したものの結果が最後のところまでちゃんと到達しているかどうか調べるというのは自分の義務なんです。そうじゃないと、企業は成り立っていかないんです。だから、製品を出せばいいとか、研修をやればいいというふうに考えているようだったら、これはやはりまだまだ未熟と言わざるを得ないと思いますので、今、平澤先生がおっしゃったようなことも含めて、いろいろな調査の方法を関係者で集まってつなげてやらないと、本当の目的は達成できないんじゃないかというふうに思いまして、今後いろいろ工夫されていく必要があるんじゃないかと思います。

○大森委員長 ここだけではありませんで、ほかにも同じように、研修に限りませんけれども、間接的に人を集めているいろいろトレーニングしていることの効果をどういうふうに考えるかということとはほかにも共通しますので、これは中期目標の決め方、評価基準の決め方にも関係していて、何か今のような御議論で工夫の余地が出てくれば少し共通して検討していただくということになるんじゃないでしょうか。

それ以外に、何か御質問等はございますでしょうか。

○平澤委員 一つよろしいですか。数年前に、確か2ページ目にあります消費者生活情報の収集に

関係して、直接収集する窓口を閉鎖するということを議論したことがあるわけですが、これは実際には閉鎖されたんでしょうか。あるいは、されたとすればその後どういう影響があったのかという点に関しいかがでしたか。

○田口国民生活センター理事 昨年、整理合理化計画をつくる過程で、国民生活センターが直接消費者の方から受ける相談については廃止すべきではないかという御議論が一部で見られました。

それで、結論から申しますと、今後ともこういう業務は重要なので引き続き実施していくということになっております。その間の議論のポイントは、国民生活センターというのは国の機関なので全国 500 か所余りある各地のセンターと同レベルの仕事をしても余り意味はないのではないかと。それらの機関の中核機能を果たすのが国の機関の役割でしょう。いわばセンターの先端機能を果たすのが国センの本来の役割なので、それに特化すべきではないか。

こういう御議論だったわけですが、そういう中核機能を果たす上でも現場で何が起きているのか。こういうものをいち早く察知するには、現場の状況を見ていないのではやりようがないでしょう。そういうセンサー機能を発揮する観点からも、直接相談は今後とも重要なのでしっかりとやっていくようにという議論になりまして、第2期中期目標、中期計画においても引き続き実施していくというふうになっております。

○平澤委員 大変いい結論だと思います。私は非常にあのときは危惧したので、減らすべきではないと思っていました。

○大森委員長 分科会も今のような雰囲気でしたよね。

○山本委員 これは分科会マターというよりは政府の方で方針を決められたわけですがけれども、分科会においてもセンサー機能を失うということに非常に問題があるということでは一致しておりました。

ただ、一時期そういう政府の閣議決定の方針というものが過去に定まったものがありましたので、センサー機能については他の手段で十分確保するというふうになっていたわけですが、やはり最終的には直接相談機能を維持することによってそのセンサー機能の維持を確固たるものにするという形で政府案の方がまとまりまして、そういう形で決着された。大変結構ではなかったかと考えております。

○大森委員長 ありがとうございます。

それでは、この中期目標期間の実績評価表につきましては、私どもとしては了承するというところにいたしますけれども、よろしゅうございましょうか。

御苦労様でした。ありがとうございます。

それでは、引き続き北対協について審議をいたします。

(国民生活センター関係者退室・北方領土問題対策協会関係者入室)

○上野委員 北方領土問題対策協会の平成 15 年度から 19 年度、前中期目標期間の業務実績の評価につきまして御報告をさせていただきます。

北方領土問題対策協会分科会におきましては、7月 14 日に北方領土問題対策協会より前中期目標期間の業務実績について説明を受けました。続きまして、8月 15 日に分科会の評価について議論をさせていただきました。

総合評価としては、お手元の資料6がその評価表ということになっておりますけれども、総合評価の

最後のところに出ているのですが、長期化を余儀なくされている日露間の両国間交渉と、元島民の高齢化・減少化が進むという厳しい外部環境の中にあつて、全体として計画に即した着実な取組みが適切に実行され、中核となる事業についての取組み、特に世論啓発や交流事業、北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務については、その実績が高く評価できると分科会において判断いたしました。

特に主な評価点としては、まず一般管理費の削減目標の達成、これは19年度のところでも申し上げましたが、主たる事務所、東京事務所の移転等を行いました。それから、業務運営の効率化のためのそのほかさまざまな真摯な取組みが認められる。

それから、2つ目としては年度ごとに北方領土問題教育者会議の設置の推進に始まり、各都道府県間の御連携のための教育者会議全国連絡協議会の開催、更には学生のための北方領土問題学生研究会の新設など、順調に国民世論の啓発のための活動がなされているという点も評価いたしました。

それから、リスク管理として適切な督促業務が行われ、リスク管理債権額が着実に年々減少してきていることが認められるということも了解いたしました。

分科会として注文を付けた点は19年度と重複しているところが多いのですが、1つは先ほど申し上げたインターネット等の活用をもっと積極的に図るべきであるということ。

それから、交流事業の中でのロシア人の受入事業に関して、ロシア人の意向についてアンケート調査を実施すべしという問題。

それから、これは前中期目標に対する評価というところに出てきている問題ですが、次世代の青少年に領土問題をどのように引き継いでいくのかという点につきまして、さらなる努力とその方策について検討すべきであるといった点が分科会として注文を付けた点でございます。

簡単ですが、分科会長の方からは以上で報告とさせていただきます。

○大森委員長 それでは、事務局から総合評価表について読み上げていただけますでしょうか。

○山本北方対策本部参事官 それでは、御確認のために主なところを読み上げさせていただきます。

Iの「中期目標の項目別評価」のところでございますが、「1. 業務運営の効率化に関する事項」は一般管理費の削減目標、特殊法人時の最終年度に対して13%削減の達成ですとか、人員の削減、主たる東京事務所の移転と業務運営の効率化については目標どおり実施されたと認められる。

「2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」でございますが、「(1) 国民世論の啓発に関する事項」の中です。まず、北方領土返還運動の推進については返還要求運動の都道府県民会議等が実施する事業に対する支援、啓発施設の展示資料等の充実等、地道な努力が認められる。

「青少年や教育関係者に対する契約については、年度を追うごとに、北方領土問題教育者会議の設置の推進に始まり、各都道府県間の連絡のための教育者会議全国連絡協議会の開催、更には学生のための北方領土問題学生研究会の新設等、順調に活動がなされるかと認められる。

インターネット等を活用した情報の提供については、なお一層広く関心を引きつけ有益なものとなるよう、更なる充実を期待したい。」

それから、最後のところでございますが、「北方四島との交流事業の実施については、計画通り実施され、十分な成果があったと認められる。ただし、ロシア人受入事業の内容・方法が効果的であったかどうかを評価する場合には、受入事業者であるロシア人側の当該受入事業に対する評価や意見をアンケートにより聴取するなど、受入側の評価や意見を聴取する方法を工夫する必要がある。」ということでございます。

それから、(3)の「元島民等に対する必要な援護等に関する事項」のところでございますが、2段落目の最後のところにありますように、「リスク管理として適切な督促業務が行われ、リスク管理債権額が着実に減少してきたことが認められる。」という評価をいただいているところでございます。

あとは順次見ていただきまして、Ⅲの「法人の長等の業務運営状況」というところでございますが、それぞれ理事長、理事について書かせていただいております。理事長については、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発、調査研究、及び、北方地域に生活の本拠を有していた者に対する援護という北方領土問題対策協会の広範に渡る業務を、人数が限られた業務態勢の中、リーダーシップを発揮し、実施したと認められる。例えば、理事長の指揮の下、次代を担う青少年の育成のための北方領土学生研究会の設立がなされた」。

理事についても適切に行ったということであり、更に監事についても厳正な監査を実施したと認められるということございまして、先ほどございましたけれども、総合評価としては先ほど上の分科会長がお読みいただいたような内容を書かせていただいているところでございます。

最後のところでございますが、「次世代の青少年に領土問題をどのように引き継ぐか、更なる努力と方策を検討されるよう期待したい。また、予算の制約上、北方領土問題等に関する調査研究は、国際会議の休止など縮小傾向にある中で、ホームページの一層の充実など、時代に即した形で啓発業務を一層発展させることが期待される。」というふうに書かせていただいております。以上でございます。○大森委員長 ありがとうございます。何かお気づきの点、御質問等はございますでしょうか。

特になければ、異議なしということで御了承いたします。なお、北対協につきましては業務方法書の変更の予定がございますので、それを御説明いたします。

○山本北方対策本部参事官 北方領土問題対策協会の貸付利率につきましては半年ごとに見直しを行っておりまして、今回は 10 月 1 日に利率の変更の予定がございます。利率の変更には業務方法書の一部変更することが必要でございまして、通則法第 28 条第 3 項の規定によりまして、あらかじめ評価委員会の意見を聴くこととなっております。

ただ、しかしながら、変更後の利率が決定する 9 月中にこの評価委員会の開催が予定されておられないので、貸付利率の変更につきましては詳細がわかり次第、北方領土問題対策協会分科会の事務局の方から文書をもってお知らせをして御意見を伺いたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○大森委員長 そういうことでよろしゅうございますか。

では、そういう計らいにさせていただきます。北対協につきましては以上とさせていただきます。ありがとうございます。御苦労様でした。

(北方領土問題対策協会関係者退室)

○大森委員長 以上で審議事項が終わりました。残っている報告が若干ございまして、いろいろ独法をめぐりまして動きがございますので、それを一括して御説明いただいて終わりにいたしましょう。

○市川政策評価広報課長 それでは、資料に基づきまして簡単にご説明させていただきます。

まず最初に資料9でございます。横長の紙でございまして、「独立行政法人整理合理化計画への対話表」、フォローアップでございます。これは、昨年12月に決定された整理合理化計画ですけれども、そのフォローアップを今回各法人に横断的共通の事項について行ったものでございまして、既に各分科会において確認いただいているところでございます。それで、秋の評価委員会以降、各法人の特有事項を含みました全体のフォローアップについてこれからお示ししていただく予定でございます。今回は、御参考までに配布させていただきました。それがまず第1点でございます。

それから、第2点でございますけれども、今度は参考1になります。「独立行政法人通則法改正法案の概要」という資料でございます。一部報道されておりますけれども、今後は通則法改正法案ではありませんで、独法改革法案という呼称が用いられる見込みでございます。

主なポイントを申し上げますと、まずⅡの次の1に「評価機関の一元化」とありまして、その①のところにありますけれども、新たに総務省に置く独立行政法人評価委員会に担わせるということにしまして、各府省独立行政法人評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会、これは総務省の方でございますけれども、廃止するというのがまず内容の1点目でございます。

それから、次の内容としましては一番下の方に「役員人事の一元化、人事への評価の活用等」というものがありますけれども、主務大臣はその法人の長及び監事の任命に当たっては内閣の承認を得ることとするといったような形で、役員人事への関与が非常に高まってきているということがポイントです。

めくっていただきまして、4の「非特定独法の役職員の再就職規制」、これは(1)にありますけれども、独立行政法人の役職員が密接関係の法人に対して行うあっせんを原則禁止するとか、いわゆる天下りといいますが、そういった再就職の関係に関して非常に厳しい規定を設けていること。

それから、5番目の「保有資産の見直しのための法整備」でございまして、その(1)で「不要財産の処分義務を規定するとともに、処分計画の中期計画への記載を義務付ける」。2番目で、「国費で取得した不要財産の国庫納付を義務付け、国庫返納に伴う減資等について、所要の規定を設ける。」ということで、いろいろこれも話題になっているものでございます。これは先の通常国会には提出されませんでしたけれども、提出されただけで実際に審議は全くされませんで、継続審議ということになっておりまして、成立すれば今の案では平成22年4月に施行されるというようなことで進められているようではございます。これが2番目の動きでございます。

3番目でございますけれども、今度は参考2でございます。これは、総務省から毎年この時期に公表されているんですけども、今回は平成19年度の役員の報酬及び職員の給与制度について 各法人、各省の結果をまとめたものでございます。

具体的には、1枚めくっていただきますと表がございます。まず職員の給与水準、これは平均でございますけれども、上の方の表がそうなのですが、年金平均給与は事務・技術系が730万、研究職員が909万、病院医師が1,300万、病院看護師が510万ということで、対公務員指数で見ますと19年

度、年齢勘案では 107.3、101.3、116.3、95.9 ということで、事務・技術系、研究職員は下がっておりま  
すけれども、病院医師、病院看護師については上がっている。更にその右側の方が年齢、地域、学  
歴を勘案したものですけれども、同様な傾向が見られます。

それから、下が「常勤役員の報酬の支給状況」の表でございます。これも平均でございます、19 年  
度の欄を見ますと法人の長の平均が 1,838 万程度、理事が 1,575 万程度、監事が 1,373 万程度で、  
対前年比が右側にございますけれども、長でマイナス 2.5、理事でマイナス 1.2、監事でマイナス 0.7 と  
いうことでございます。

これが全体の平均でございますけれども、内閣府の4法人を含めた個別法人のデータ以降、御紹  
介しませんが、詳細に載っております。これが3番目の御紹介でございます。

最後の御紹介でございますけれども、無駄ゼロの動きということございまして、資料で申し上げま  
すと参考5でございます。総理の方から無駄ゼロということが非常に重要な課題になっておりまして、  
行政支出総点検会議というものが今年の7月29日に設けられております。メンバーは別紙のとおりで  
ございまして、茂木友三郎キックマン会長が座長でございます。

その内容でございますけれども、3に「主な検討事項」とございます。(1)が「行政と密接な関係にあ  
る公益法人への支出」、いわゆる財団法人、社団法人でございます。それから、2番目が「特別会計  
の支出」、3番目が「その他行政支出全般」ということで、タクシーの問題とかいろいろあるんだと思  
います。

そういうことで独立行政法人を今回明示的に取り上げてやるというわけではございませんけれども、  
例えば(1)に公益法人の支出とありますが、これは独立行政法人から公益法人の支出というものが  
ありますので、これも今後検討の対象になってくる可能性はございます。

ちなみに、今朝9時半からこの会議の2回目が開かれまして、この3項目ごとにそれぞれワーキング  
グループが設けられて今後9月以降、作業に入っていくというような状況だそうでございます。

以上が独立行政法人を取り巻く状況でございます。

次に今後の予定につきまして御説明させていただきます。資料が元に戻って恐縮なのですが、資  
料 10 でございます。

まず年内なんですけれども、10月から11月にかけて例年同様、各法人から次年度の概算要求  
の状況、21年度ですが、それから上半期の業務の執行状況、これは20年度分ですが、これについて  
報告をいただくために委員会の開催を予定しております。

それから、来年の2月以降なのですが、まず各分科会におきまして平成 20 年度業務の実績を行う  
ための評価基準の見直しを行っていただく必要がございます。

それから、次の評価委員会本体につきましては、沖縄機構が来年3月末で中期目標期間が終了し  
たします、このため、平成 21 年度から新たに始まる中期目標案及び中期計画案について御審議をお  
願いすることになりますので、2月、3月に計2回開催を予定しております。

それから、国立公文書館ですが、中期目標期間終了の前年になりますので、仮評価を行っていただ  
くための検討をお願いすることも予定しておりまして、年明けの予定につきましては改めて次回の秋  
の評価委員会で御説明させていただければと思います。

今後の予定の概要は以上でございます。

次に、10月から11月にかけて開催を予定しております、評価委員会の開催日を決めるために各委員の御都合を確認させていただいております。大変お忙しいところを恐縮でございますけれども、資料11ということで日程確認表が2枚ございます。委員の皆様におかれては10月、11月の日にそれぞれ御記入いただければと思いますが、もしできれば今日帰りがけに事務局の方にお渡しいただいても結構ですし、後日ファックス等でお送りいただいても結構でございます。いただいた御日程につきまして、委員長とも御相談の上、速やかに調整を行いまして、開催日を御連絡したいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○大森委員長 何か御質問ございますでしょうか。今、御説明がございましたように、資料9の整理合理化計画の中に載っている幾つかのものについてはフォローアップが行われますので、それにつきましても評価委員会で何か議論するということがあり得るということだと思います。よろしくお願いいたします。

それで、今ありましたように日程の調整をしなければいけないので、皆様方の日程をお知らせいただきたいと思います。

本日は以上でございますけれども、何か御発言ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。予定より早いですけれども、これで終わりにいたします。ありがとうございました。